



長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第82号)

配信日 平成27年1月21日

市役所を騙った還付金詐欺の電話が発生！

〈相談事例〉

市役所保険課の医療班と名乗って電話があり「保険料の払い戻しがある」と言われた。還付金詐欺だと思い、折り返し電話をするので電話番号を教えるように言うと番号を教えられた。一度電話を切り、教えられた番号に電話をすると、市役所ではなく実在する公的病院に繋がり、相手が市役所を騙っていることが分かった。

〈消費者センターからのアドバイス〉

- 平成26年12月25日配信の守るネット第81号でも注意喚起を行っていた手口です。自治体職員や社会保険事務所の職員を装って「医療費、保険料の還付金がある」と電話をかけ、最終的にお金をだまし取ります。還付金詐欺と思われる電話に関する相談が、他にも1月20日に市役所へ3件寄せられています。
- よくある手口は、「還付金があるので、手続きのために携帯電話を持ってATMへ行くように」と誘導され、還付金を受け取るために相手の指示通りにATMを操作すると、結果的に相手にお金を振り込んでしまいます。また、考える暇を与えないように「期限が今日まで」などと手続きを急がせます。
- 市役所が電話で口座番号や暗証番号を聞いたり、ATMに誘導して操作を指示することは絶対にありません。
- 公的機関や類似した名称を名乗る不審な電話を受けたら、「こちらからかけ直す」と言って電話を切り、その時に相手から教えられた番号には連絡せず、担当課に確認してください。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)